

公布された規則のあらまし

◇静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与する良好な景観を形成するため、電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用して表示する広告物に係る許可の基準について、必要な改正を行いました。（別表第1、別表第2関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年5月1日から施行することとしました。